

群馬県基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

（１）促進区域

設定する区域は、平成２９年１２月現在における群馬県内３５市町村（前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、榛東村、吉岡町、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、甘楽町、中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村、東吾妻町、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町、玉村町、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町）の行政区域とする。概ねの面積は６３万６千ヘクタール程度である。

なお、自然環境保全法に規定する自然環境保全地域は本区域に存在するが、除くこととする。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然公園法に規定する国立公園および国定公園、自然環境保全法に規定する県自然環境保全地域、その他の環境保全上重要な地域（環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地（旧名：日本の重要湿地５００）、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等）は本区域に含め、「８ 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」に記載されている環境保全のための配慮を行う。

自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、自然公園法に規定する都道府県立自然公園は、本区域には存在しない。

【促進区域図は別紙１のとおり】

（２）地域の特色（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

本区域は、関東平野の北西部、日本のほぼ中央に位置しており、新潟県、長野県、埼玉県、栃木県、福島県の５県と隣接している。県西・県北の県境には山々が連なり、南東部には関東平野が開けている。人口は平野部に集中しており、人口が多い平野部の上位５市で県人口の６０％以上を占めている。

産業は、輸送用機器や食料品、電子部品など高度な産業技術の集積地となっており、これまで経済を支えてきた基幹産業と多くの成長産業で産業構造が構築されている。

また、全国有数の医学・医療に関する教育研究拠点の大学や病院、高度なバイオ技術を持つ企業、地域の農産資源を活かした食品企業が集積する医療・ヘルスケア産業の拠点となっている。

自然環境においては、県のシンボルである上毛三山（赤城山、榛名山、妙義山）、流域面積日本一である利根川など、豊富な自然に恵まれており、日照時間も全国上位であることから、再生可能エネルギーの適地である。

さらに、草津、伊香保、水上、四万をはじめとする温泉、多種多様な歴史文化遺産、スタジアム・アリーナ、集客施設など、多くの観光資源を有しているほか、豊富な水資源や長い日照時間、標高差のある耕地などを活かし、年間を通じて新鮮な農林水産物が生産される多彩な食材の供給地となっている。

交通インフラにおいては、上越新幹線、北陸新幹線のほか、関越自動車道、東北自動車道、上信越自動車道、北関東自動車道の各高速道路が東西南北に走り、全国でも有数の結節性を備えており、東京圏まで1時間程度で移動が可能である。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

本区域は、従業者数の約25%、売上高の約38%、付加価値額の約35%が製造業となっており、製造業を中心とした経済構造をなしている。高い加工技術等を伴った企業が集積していることを背景に、成長性の高い新事業への参入を後押しするとともに生産性改革を進める。

また、草津、伊香保、水上、四万をはじめとする温泉、多種多様な歴史文化遺産、スタジアム・アリーナ、集客施設など、多くの観光資源の活用に関わる産業や、6次産業化、ブランド化、海外販路開拓などに関わる農林水産業などの推進を図る。

このような地域経済牽引事業の推進が、地域内の他の産業にも高い経済的波及効果をもたらすよう、地域外との取引で獲得した需要が地域内で好循環する状況を目指す。

(2) 経済的効果の目標

- ・1件あたりの平均1億8千万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を157件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で1.33倍の波及効果を与え、促進区域で376億円の付加価値を創出することを目指す。
- ・また、KPIとして、地域経済牽引事業の平均付加価値額、地域経済牽引事業の新規事業件数を設定する。

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	—	37,600 百万円	—

(算定根拠)

- ・本県の産業大分類別の付加価値額は、製造業が約1兆2,309億円と最も多く、全産業の約35%を占めており（平成24年経済センサス活動調査）、非製造業への経済的波及効果が期待できることから、付加価値額の経年推移を把握できる工業統計調査の付加価値額を基に算出。
- ・地域経済牽引事業による付加価値創出額
地域経済牽引事業の平均付加価値額 180 百万円 × 促進区域内への波及効果 1.33 × 地域経済牽引事業の新規事業件数 157 件
＝37,586 百万円 ≒ 37,600 百万円

【任意記載のK P I】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の 平均付加価値額	—	180 百万円	—
地域経済牽引事業の 新規事業件数	—	157 件	—

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは以下の（１）～（３）の要件を全て満たす事業をいう。

（１）地域の特性の活用

「５ 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

（２）高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済事業による付加価値増加分が４，３００万円（群馬県の１事業所あたり平均付加価値額４，２６３万円（経済センサス－活動調査（平成２４年）））を上回ること。

（３）地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ①促進区域に所在する事業者間での取引額が開始年度比で２．５％以上増加すること
- ②促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で２．５％以上増加すること
- ③促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で７．８％以上増加すること
- ④促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で２．１％以上増加すること

なお、（２）、（３）については、地域経済牽引事業計画の計画期間が５年の場合を想定しており、計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

(1) 重点促進区域

重点促進区域は、以下の大字及び字の区域とする。

【重点促進区域1】沼田市

町田町字土塔原

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は、町田町字土塔原で42.5ヘクタール程度である。

町田町字土塔原は、地域の特性としてIT機器のコアに使用する電子機能材料を生産及び開発する企業が集積し、研究・開発を行う技術者が多数在籍しているほか、上越新幹線上毛高原駅から8キロ、関越自動車道沼田インターチェンジから3キロと良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該地域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

本区域は、南東部の蒟蒻畑を中心に、27.3ヘクタール程度の農用地区域を含むものであるため、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」において、土地利用の調整の方針を記載する。

なお、本区域には、市街化調整区域は存在しない。

また、沼田市には、売却されていない既存の工業団地や遊休団地、現に宅地化された未利用地などの遊休地等は存在しない。

(関連計画における記載等)

- ・沼田市国土利用計画における記載：都市計画区域内の農用地は、都市的土地利用への転換を促進するとされている。
- ・沼田市都市計画マスタープランにおける記載：その他の工業・業務地として、沼田北部工業団地など用途無指定地域に立地する工業団地については、周辺の田園集落地との調和に配慮した良好な工業・業務環境の維持・形成に努めることとされている。
- ・都市計画における記載：都市計画区域内無指定とされている。
- ・沼田市農業振興地域整備計画における記載：既存工業との調和と相乗効果が期待できるような工業導入に努めていくとともに、工業基盤の整備を促進していく必要があると記載されている。
- ・本区域には、環境保全上重要な地域は含まれていない。
- ・まち・ひと・しごと総合戦略における記載：本区域を含む区域については、企業の地方拠点、サテライトオフィスの誘致をするものとされている。
- ・群馬県地域再生計画（群馬県地域地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト）における記載：企業の本社機能の移転及び域内企業の本社機能の拡充に伴う新規立地等を推進し、当該地域における就業機会の創出及び地域経済活性化を図るものとされている。

(地図) 重点促進区域 1



【重点促進区域 2：地図上の A】 富岡市

大字桑原字稻荷谷及び大字藤木字深井（富岡木材工業団地）

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は 9.5 ヘクタール程度である。本区域は、地域の特性として建築用製材製造企業が立地しており、上信越自動車道富岡インターチェンジから 9.0 キロと良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域には南部を中心に 1.7 ヘクタール程度の農用地区域を含むが、重点促進区域からは除く。また、市街化調整区域、遊休地、環境保全上重要な地域は存在しない。

(関連計画における記載等)

都市計画における記載：都市計画区域外である。

【重点促進区域 3：地図上の B】 富岡市

大字藤木字金屎（富岡藤木工業団地）

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は 49.7 ヘクタール程度である。本区域は、地域の特性として航空産業企業が立地しており、上信越自動車道富岡インターチェンジから 9.0 キロと良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域には東部を中心に0.8ヘクタール程度の農用地区域を含むが、重点促進区域からは除く。また、市街化調整区域、遊休地、環境保全上重要な地域は存在しない。

(関連計画における記載等)

都市計画における記載：都市計画区域外である。

【重点促進区域4：地図上のC】富岡市

大字一ノ宮字押出（富岡坂井工業団地）

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は9ヘクタール程度である。本区域は、地域の特性として自動車部品製造、医薬品製造等の産業が立地しており、上信越自動車道富岡インターチェンジから6.0キロと良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域には農用地区域、市街化調整区域、遊休地、環境保全上重要な地域は存在しない。

(関連計画における記載等)

都市計画における記載：用途地域に指定されていない。

【重点促進区域5：地図上のD】富岡市

大字富岡字小舟西、大字富岡字天神基、大字富岡字小舟、大字富岡字鳥居基、大字富岡字小舟東、大字富岡字小舟南、大字曾木字九田（富岡工業団地）

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は35ヘクタール程度である。本区域は、地域の特性として自動車部品製造、ATM機器製造等の産業が立地しており、上信越自動車道富岡インターチェンジから2.7キロと良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域には農用地区域、市街化調整区域、遊休地、環境保全上重要な地域は存在しない。

(関連計画における記載等)

都市計画における記載：工業専用地域に指定されている。

【重点促進区域6：地図上のE】富岡市

大字宇田字秋所及び大字妙義町下高田字下川原（宇田第1工業団地、宇田第2工業団地、宇田第3工業団地）

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は13ヘクタール程度である。本区域は、地域の特性として自動車部品製造の産業が立地しており、上信越自動車道富岡インターチェンジから5.7キロと良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域には北西部を中心に8ヘクタール程度の農用地区域を含むが、重点促進区域からは除く。また、市街化調整区域、遊休地、環境保全上重要な地域は存在しない。

(関連計画における記載等)

都市計画における記載：用途地域に指定されていない。

【重点促進区域7：地図上のF】 富岡市

大字神農原字岩崎及び大字神農原字蛇崩（神農原工業団地）

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は13.5ヘクタール程度である。本区域は、地域の特性として通信機器製造、食品製造業の産業が立地しており、上信越自動車道下仁田インターチェンジから3.8キロと良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域には農用地区域、市街化調整区域、遊休地、環境保全上重要な地域は存在しない。

(関連計画における記載等)

都市計画における記載：用途地域に指定されていない。

【重点促進区域8：地図上のG】 富岡市

大字田篠字諏訪平、大字田篠字原町、大字田篠字北谷戸（田篠工業団地）

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は15ヘクタール程度である。本区域は、地域の特性として医療機器製造の企業が立地しており、上信越自動車道富岡インターチェンジから2.4キロと良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域には北部を中心に2.5ヘクタール程度の農用地区域を含むが、重点促進区域からは除く。また、市街化調整区域、遊休地、環境保全上重要な地域は存在しない。

(関連計画における記載等)

都市計画における記載：用途地域に指定されていない。

【重点促進区域 9：地図上の H】 富岡市

大字曾木字北田、大字曾木字北新井、大字曾木字川フリ、大字富岡字明武塚東

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は 5.5 ヘクタール程度である。本区域は、地域の特性として食品製造業の企業が立地しており、上信越自動車道富岡インターチェンジから 3.9 キロと良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域には北部を中心に 2.5 ヘクタール程度の農用地区域を含むが、重点促進区域からは除く。また、市街化調整区域、遊休地、環境保全上重要な地域は存在しない。

(関連計画における記載等)

都市計画における記載：用途地域に指定されていない。

【重点促進区域 10：地図上の I】 富岡市

大字上丹生字牛伏、大字上丹生字郷土谷、大字上丹生字下田

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は 2.2 ヘクタール程度である。本区域は、地域の特性として鉄鋼製造業の企業が立地しており、上信越自動車道下仁田インターチェンジから 6.8 キロと良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域には東部を中心に 5 ヘクタール程度の農用地区域を含むが、重点促進区域からは除く。また、市街化調整区域、遊休地、環境保全上重要な地域は存在しない。

(関連計画における記載等)

都市計画における記載：都市計画区域外である。

【重点促進区域 11：地図上の J】 富岡市

大字南蛇井字南原田

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は 5 ヘクタール程度である。本区域は、地域の特性として食品製造業の企業が立地しており、上信越自動車道下仁田インターチェンジから 1.0 キロと良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域には農用地区域、市街化調整区域、遊休地、環境保全上重要な地域は存在しない。

(関連計画における記載等)

都市計画における記載：都市計画区域外である。

【重点促進区域 1 2：地図上の K】 富岡市

大字南蛇井字増光寺及び大字南蛇井字久保替戸

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は 7. 7 ヘクタール程度である。本区域は、地域の特性として食品製造業の企業が立地しており、上信越自動車道下仁田インターチェンジから 1. 6 キロと良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域には東部を中心に 0. 8 ヘクタール程度の農用地区域を含むが、重点促進区域からは除く。また、市街化調整区域、遊休地、環境保全上重要な地域は存在しない。

(関連計画における記載等)

都市計画における記載：都市計画区域外である。

【重点促進区域 1 3：地図上の L】 富岡市

内匠

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は 8. 7 ヘクタール程度である。本区域は、地域の特性として食品製造業の企業が立地しており、上信越自動車道富岡インターチェンジから 1. 4 キロと良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域には南部を中心に 2. 0 ヘクタール程度の農用地区域を含むが、重点促進区域からは除く。また、市街化調整区域、遊休地、環境保全上重要な地域は存在しない。

(関連計画における記載等)

都市計画における記載：用途地域の指定がされていない。

【重点促進区域 1 4：地図上の M】 富岡市

大字蚊沼字日向入、大字蚊沼字舟久保、大字蚊沼字相生山、大字蚊沼字塚田、大字蚊沼字上越澤、大字蚊沼字塩ノ入、大字蚊沼字筵手、大字蚊沼字五反田、大字蚊沼字天臺、大字蚊沼字入道ヶ入、大字蚊沼字二反田、大字蚊沼字金ヶ入、大字原字太郎坂、大字原字大日、大字原字松葉、大字原字川原崎

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は 5. 9. 5 ヘクタール程度である。本区域は、地域の特性として物置製造業の企業が立地しており、上信越自動車道下仁田インターチェンジから 2. 5 キロと良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域には北部を中心に 6. 5 ヘクタール程度の農用地区域を含むが、重点促進区域からは除く。また、市街化調整区域、遊休地、環境保全上重要な地域は存在しない。

(関連計画における記載等)

都市計画における記載：都市計画区域外である。

【重点促進区域 15：地図上の N】 富岡市

大字黒川字小塚及び大字黒川字小塚川原

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は 7.5 ヘクタール程度である。本区域は、地域の特性として印刷製造業の企業が立地しており、上信越自動車道富岡インターチェンジから 4.6 キロと良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域には農用地区域、市街化調整区域、遊休地、環境保全上重要な地域は存在しない。

(関連計画における記載等)

都市計画における記載：用途地域指定されていない。

【重点促進区域 16：地図上の O】 富岡市

南後箇

(概況及び公共施設等の整備状況)

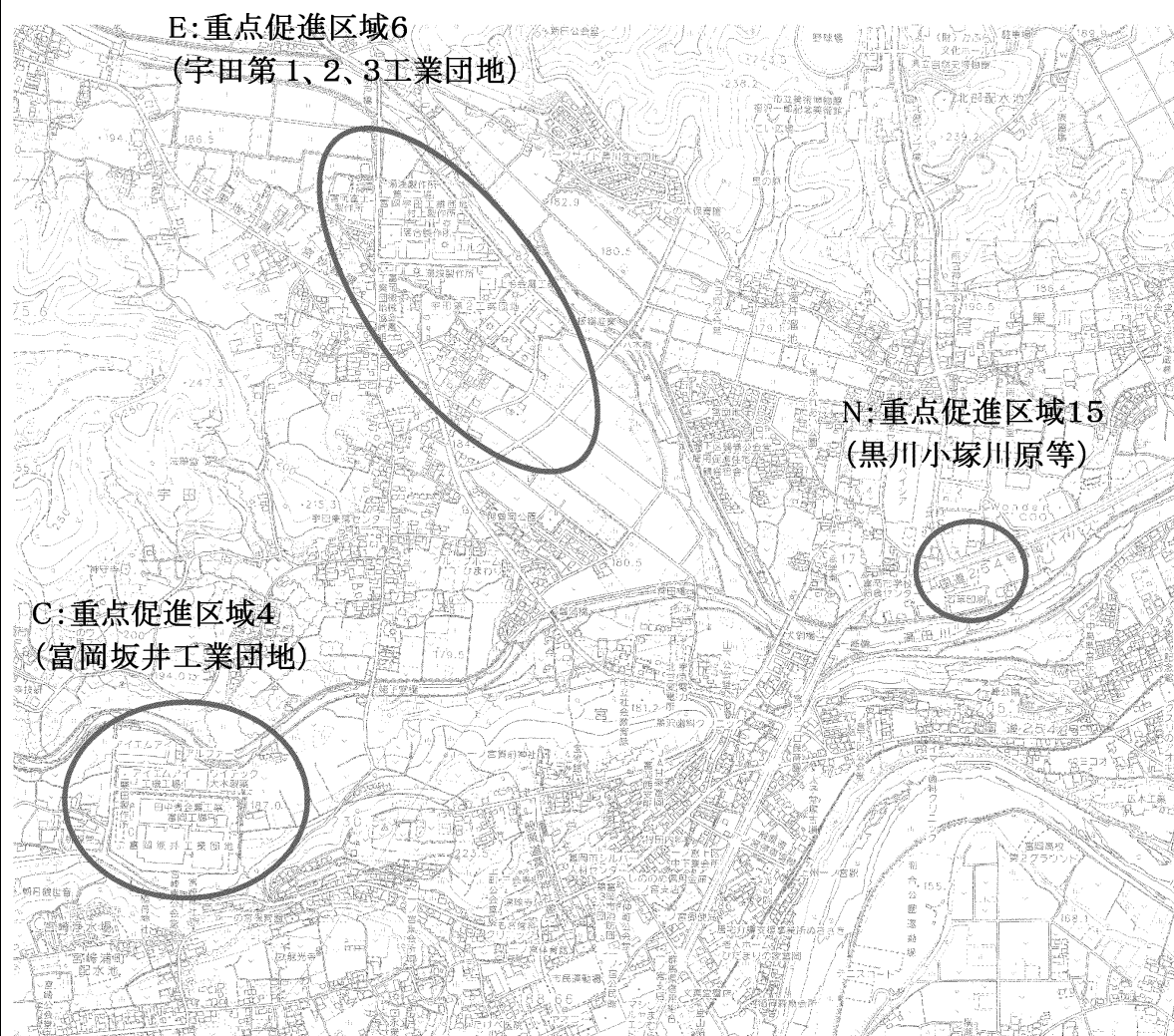
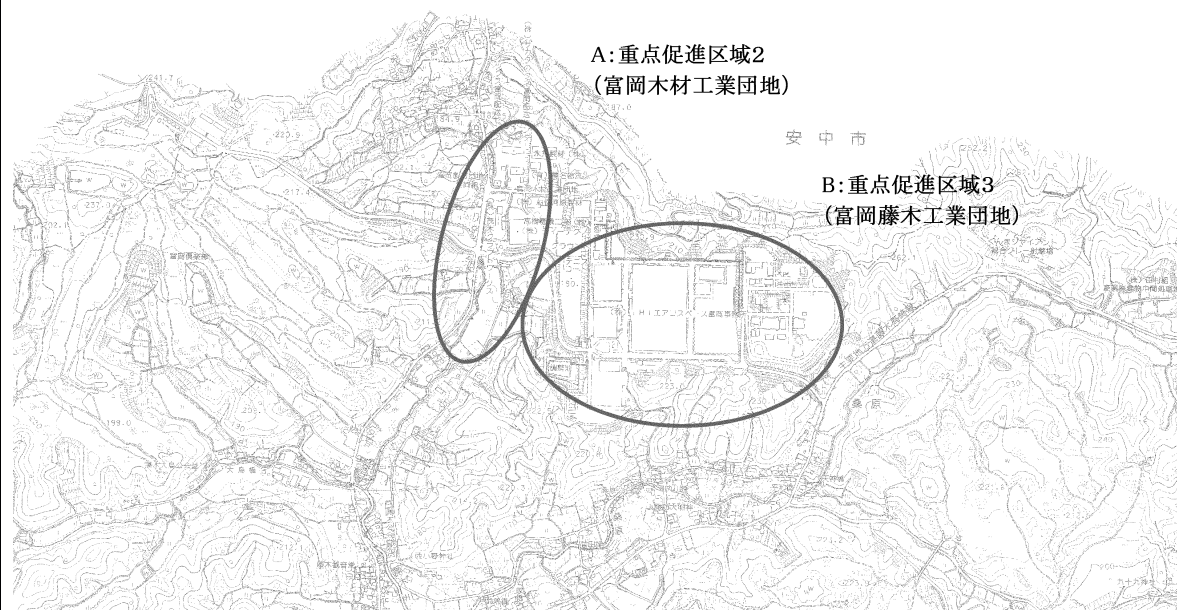
概ねの面積は 224 ヘクタール程度である。本区域は、地域の特性として精密部品、自動車部品製造業の企業が立地しており、上信越自動車道富岡インターチェンジから 2.7 キロと良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

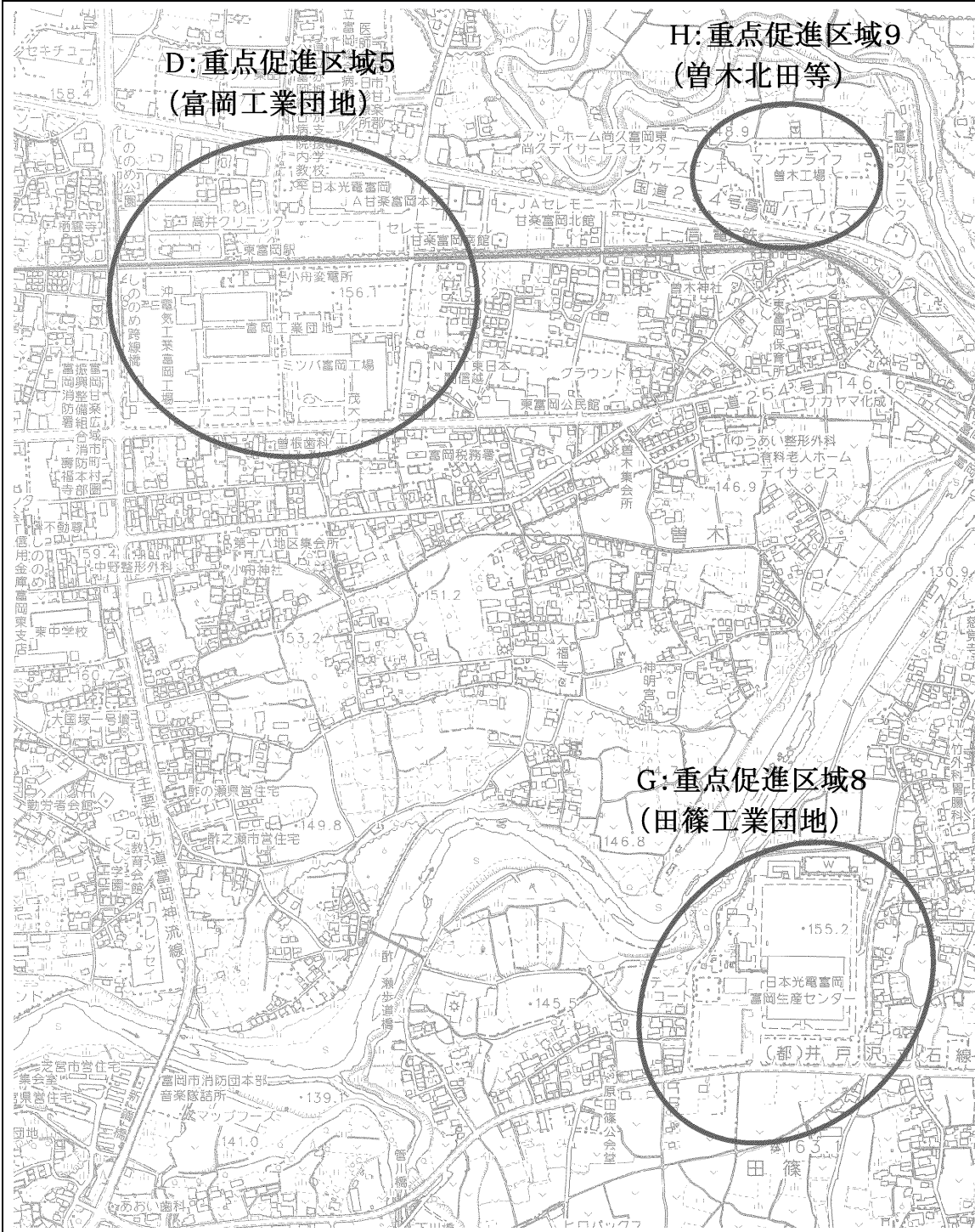
本区域には南部を中心に 36 ヘクタール程度の農用地区域を含むが、重点促進区域からは除く。また、水鳥等の渡り鳥の保護を図る大塩鳥獣保護区 580 ヘクタールの一部を含むが、重点促進区域からは除く。なお、市街化調整区域、遊休地は存在しない。

(関連計画における記載等)

都市計画における記載：都市計画区域外である。

(地図) 重点促進区域 2 ～ 16





F:重点促進区域7
(神農原工業団地)



I:重点促進区域10
(上丹生牛伏等)





(2) 重点促進区域を設定した理由

【重点促進区域 1】

沼田北部工業団地に隣接し、沼田市において最先端のものづくりが行われ、最も付加価値の高い製品を製造している区域であることから、重点促進区域を設定することとする。

なお、区域内には、町田町字土塔原の農用地区域が含まれるが、農振除外の5要件を満たしていることから、工場用地としての活用が可能と判断している。

なお、沼田市内には売却されていない既存の工業団地や遊休団地、現に宅地化された未利用地などの遊休地等は存在していない。

※以下、重点促進区域 2～16 については、工場立地特例対象区域とするため、重点促進区域として設定する。

【重点促進区域 2】（富岡木材工業団地）

区域の設定に当たっては、建築用製材、造作用集成材の企業が立地しており、ものづくり産業を支える各種技術の高度化やその技術を応用した分野への進出による地域経済牽引事業を重点的に促進するため、当該区域を重点促進区域として設定することとする。

なお、本地域に現時点では遊休地は存在しない。

また、既存企業において土地の有効活用による事業高度化を可能とするため、本区域を工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 3】（富岡藤木工業団地）

区域の設定に当たっては、航空産業が立地する地域で、ものづくり産業を支える各種技術の高度化やその技術を応用した分野への進出による地域経済牽引事業を重点的に促進するため、当該区域を重点促進区域として設定することとする。

なお、本地域に現時点では遊休地は存在しない。

また、既存企業において土地の有効活用による事業高度化を可能とするため、本区域を工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 4】（富岡坂井工業団地）

区域の設定に当たっては、自動車部品製造、医薬品製造の企業が立地する地域で、ものづくり産業を支える各種技術の高度化やその技術を応用した分野への進出による地域経済牽引事業を重点的に促進するため、当該区域を重点促進区域として設定することとする。

なお、本地域に現時点では遊休地は存在しない。

また、既存企業において土地の有効活用による事業高度化を可能とするため、本区域を工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 5】（富岡工業団地）

区域の設定に当たっては、自動車部品製造、ATM 機器製造の企業が立地する地域で、ものづくり産業を支える各種技術の高度化やその技術を応用した分野への進出による地域経済牽引事業を重点的に促進するため、当該区域を重点促進区域として設定することとする。

なお、本地域に現時点では遊休地は存在しない。

また、既存企業において土地の有効活用による事業高度化を可能とするため、本区域を工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 6】（富岡宇田第 1 工業団地、富岡宇田第 2 工業団地、富岡宇田第 3 工業団地）

区域の設定に当たっては、自動車部品製造の企業が立地する地域で、ものづくり産業を支える各種技術の高度化やその技術を応用した分野への進出による地域経済牽引事業を重点的に促進するため、当該区域を重点促進区域として設定することとする。

なお、本地域に現時点では遊休地は存在しない。

また、既存企業において土地の有効活用による事業高度化を可能とするため、本区域を工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 7】（神農原工業団地）

区域の設定に当たっては、通信機器製造、食品製造業の企業が立地する地域で、ものづくり産業を支える各種技術の高度化やその技術を応用した分野への進出による地域経済牽引事業を重点的に促進するため、当該区域を重点促進区域として設定することとする。

なお、本地域に現時点では遊休地は存在しない。

また、既存企業において土地の有効活用による事業高度化を可能とするため、本区域を工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 8】（田篠工業団地）

区域の設定に当たっては、医療機器製造の企業が立地する地域で、ものづくり産業を支える各種技術の高度化やその技術を応用した分野への進出による地域経済牽引事業を重点的に促進するため、当該区域を重点促進区域として設定することとする。

なお、本地域に現時点では遊休地は存在しない。

また、既存企業において土地の有効活用による事業高度化を可能とするため、本区域を工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 9】（曾木北田等）

区域の設定に当たっては、食品製造業の企業が立地する地域で、ものづくり産業を支える各種技術の高度化やその技術を応用した分野への進出による地域経済牽引事業を重点的に促進するため、当該区域を重点促進区域として設定することとする。

なお、本地域に現時点では遊休地は存在しない。

また、既存企業において土地の有効活用による事業高度化を可能とするため、本区域を工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 10】（上丹生牛伏等）

区域の設定に当たっては、鉄鋼製造業の企業が立地する地域で、ものづくり産業を支える各種技術の高度化やその技術を応用した分野への進出による地域経済牽引事業を重点的に促進するため、当該区域を重点促進区域として設定することとする。

なお、本地域に現時点では遊休地は存在しない。

また、既存企業において土地の有効活用による事業高度化を可能とするため、本区域を工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 1 1】（南蛇井南原田）

区域の設定に当たっては、食品製造業の企業が立地する地域で、ものづくり産業を支える各種技術の高度化やその技術を応用した分野への進出による地域経済牽引事業を重点的に促進するため、当該区域を重点促進区域として設定することとする。

なお、本地域に現時点では遊休地は存在しない。

また、既存企業において土地の有効活用による事業高度化を可能とするため、本区域を工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 1 2】（南蛇井増光寺等）

区域の設定に当たっては、食品製造業の企業が立地する地域で、ものづくり産業を支える各種技術の高度化やその技術を応用した分野への進出による地域経済牽引事業を重点的に促進するため、当該区域を重点促進区域として設定することとする。

なお、本地域に現時点では遊休地は存在しない。

また、既存企業において土地の有効活用による事業高度化を可能とするため、本区域を工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 1 3】（内匠）

区域の設定に当たっては、食品製造業の企業が立地する地域で、ものづくり産業を支える各種技術の高度化やその技術を応用した分野への進出による地域経済牽引事業を重点的に促進するため、当該区域を重点促進区域として設定することとする。

なお、本地域に現時点では遊休地は存在しない。

また、既存企業において土地の有効活用による事業高度化を可能とするため、本区域を工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 1 4】（蚊沼等）

区域の設定に当たっては、物置製造業の企業が立地する地域で、ものづくり産業を支える各種技術の高度化やその技術を応用した分野への進出による地域経済牽引事業を重点的に促進するため、当該区域を重点促進区域として設定することとする。

なお、本地域に現時点では遊休地は存在しない。

また、既存企業において土地の有効活用による事業高度化を可能とするため、本区域を工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域 1 5】（黒川小塚等）

区域の設定に当たっては、印刷製造業の企業が立地する地域で、ものづくり産業を支える各種技術の高度化やその技術を応用した分野への進出による地域経済牽引事業を重点的に促進するため、当該区域を重点促進区域として設定することとする。

なお、本地域に現時点では遊休地は存在しない。

また、既存企業において土地の有効活用による事業高度化を可能とするため、本区域を

工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

【重点促進区域１６】（南後箇）

区域の設定に当たっては、精密部品、自動車部品製造業の企業が立地する地域で、ものづくり産業を支える各種技術の高度化やその技術を応用した分野への進出による地域経済牽引事業を重点的に促進するため、当該区域を重点促進区域として設定することとする。

なお、本地域に現時点では遊休地は存在しない。

また、既存企業において土地の有効活用による事業高度化を可能とするため、本区域を工場立地特例対象区域に指定し、特例措置を実施することとする。

（３）重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域別紙２のとおり。

５ 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

（１）地域の特性及びその活用戦略

- ①輸送用機器（自動車、航空宇宙機器等）、業務用機器、プラスチック製品、金属製品、電気機器、生産用機器等の関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ②繊維、木製品、食料品・飲料等の関連産業の集積を活用した地域産業の新市場開拓分野
- ③公設試験研究機関や群馬県IoT推進研究会等の知見を活用した第４次産業革命分野
- ④「群馬がん治療技術地域活性化総合特区」として地域指定された医療機器、医薬品、ヘルスケア等の関連産業の集積を活用した医療・ヘルスケア分野
- ⑤長い日照時間や利根川の豊富な水資源等の自然環境を活用した環境・エネルギー分野
- ⑥草津、伊香保、水上、四万などの温泉、スタジアム・アリーナ、世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」に代表される歴史文化遺産、集客力のあるコンベンション施設等の観光資源を活用した観光・スポーツ・文化・まちづくり分野
- ⑦キャベツやきゅうり、下仁田ねぎやコンニャクイモ、上州和牛などの牛肉、豚肉、生乳などの特産物を活用した農林水産分野
- ⑧関越自動車道、東北自動車道、上信越自動車道、北関東自動車道の縦横に走る高速道路網等の交通・物流インフラを活用した物流関連分野

（２）選定の理由

- ①輸送用機器（自動車、航空宇宙機器等）、業務用機器、プラスチック製品、金属製品、電気機器、生産用機器等の関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ・本区域は、従業者数の約２５％、売上高の約３８％、付加価値額の約３５％が製造業となっており、ものづくり産業の集積地である。製造業の事業所数は平成２６年時点で５，０６４事業所（従業員４人以上）（全国１６位）、従業者数は１９９，８７７人（全国１２位）、製造品出荷額等は８兆３，６３５億円（全国１２位）、付加価値額は２兆９，３４１億円（全国１０位）、といずれも全国上位となっている。

特に、自動車関連産業については、完成車メーカーの製造拠点を中心とし、それを支えるサプライヤー企業など、裾野の広い関連中小企業群が形成されており（平成26年時点で518事業所（従業員4人以上））、製造品出荷額等に占める割合も高い（平成26年時点で37.7%（従業員4人以上））。今後一層の発展が期待される自動運転車関連技術においては、完成車メーカーと県が連携し、同技術の開発を推進するとともに、地域の中小企業の参入を支援している。昨今、普及に向けた動きが世界的に加速している電気自動車の関連技術においても、地域企業が対応できるよう必要な支援を行っていく。

また、航空宇宙機器関連産業においては、地域に複数の大手メーカーや関連企業が立地しており、県では推進母体として「ぐんま航空宇宙産業振興協議会」（正会員127社、賛助会員21社・機関（平成29年10月時点））を設け、最新情報提供、技術開発支援や人材育成、コーディネーターによる販路開拓や展示会出展まで、一貫した支援を行っており、地域企業の国際認証取得や事業拡大が進んでいる。

その他、生産用機器、業務用機器、プラスチック製品、金属製品、電気機器等に関わる企業も集積しており、製造業に占める割合として、事業所数では金属製品が729事業所（14.4%）、プラスチック498事業所（9.8%）、製造品出荷額等では業務用機器が5,868億円（7.0%）、プラスチックが4,952億円（5.9%）の割合が高くなっており、いずれも本区域の主要な産業となっている。

地域の特性を活用し、県と市町村が連携して成長ものづくり分野の推進を図っていく。

なお、株式会社キッツエスシーティーが、半導体製造装置向け制御バルブを製造する事業、株式会社中西製作所が、業務用厨房機器を製造する事業、日本精工株式会社が自動車関連部品を製造する事業、株式会社古川製作所が、産業用ロボットを用いた自動車部品生産システムを製造する事業、湯沢開発センター株式会社が自動車および医療機器関連部品を製造する事業を予定している。

②繊維、木製品、食料品・飲料等の関連産業の集積を活用した地域産業の新市場開拓分野

- ・本区域は、養蚕から発展した繊維産業をはじめ、豊かな水や森林に育まれた食品や木工など、地域に根ざした多くの産業が発展している。

群馬県では古くから養蚕が盛んであり、農家の副業として始まった生糸の生産は、明治以降、本県の富岡製糸場をはじめとした近代化された器械製糸工場で製造されるようになり、欧州を中心に輸出され、日本の近代化を牽引していくこととなった。繊維産業は、絹産業の繁栄により、本県の基幹産業として発展し、明治から昭和にかけては、「桐生織」や「伊勢崎銘仙」といった織物が全国に流通し、本県の経済発展に大きく貢献した。現在も県内では、桐生、伊勢崎、太田などの地域を中心に、優れた技術力と特色ある製品等を有する繊維関連企業が多く集まっている（平成26年時点の製造品出荷額等は、55,635百万円、事業所数は323事業所（従業員4人以上）で全国平均の286事業所を上回っている）。

また、本区域には全国の公設試験研究機関の中で唯一「繊維」に特化した業務を行う「繊維工業試験場」がある。管内の繊維関連企業からの依頼試験や技術相談、多様な研修業務を担うほか、繊維技術の応用や新素材等の開発、伝統織物研究などの業務も対応しており、地域の中小企業の新市場・新分野開拓に向けた重要な役割を担っている。

木製品については、本県の豊富な森林資源を生かし、古くから家具・装備品をはじめとした木工産業が栄え、木材は主に北毛地域や西毛地域で、家具・インテリアは前橋の木工団地などで一定の集積がみられる。なかには、消費者ニーズの多様化を踏まえ、インテリア製品を中心に、快適性をテーマとした機能付き商品や健康環境に優しい製品の開発に取り組む企業もある。平成26年時点の製造品出荷額等は、45,456百万円で全国平均（40,746百万円）を大きく上回っている。

食品産業は、製造品出荷額等に占める割合（平成26年時点で8.5%（従業員4人以上））が輸送用機器に次いで第2位であり、「ナショナルブランド」の製品製造を行う大企業と、地域の農産資源を活かした商品を製造する中小企業が多く集積する「食の拠点」を形成している。平成26年時点の製造品出荷額等は、707,788百万円で全国平均（551,831百万円）を大きく上回っている。

また、飲料産業においても、製造品出荷額等の全産業に占める割合が5.5%（平成26年時点（従業員4人以上））と高い水準（対前年比10%以上の伸び率）になっており、本県の主要な産業の1つとなっている。

各地域では、競争力強化に向け、独自ブランドの開発やPR、海外バイヤーとのマッチング、異なる地域や異業種と連携した新商品開発など、国内外の販路拡大に向けた新たな取組が広がりつつある。

地域の特性を活用し、県と市町村が連携して地域産業の新市場開拓分野の推進を図っていく。

なお、オリヒロプランデュー株式会社が、ゼリー飲料やこんにやくを用いた商品を開発・製造する事業、ポッカサッポロフード&ビバレッジ株式会社が、飲料・食品を開発・製造する事業を予定している。

③公設試験研究機関や群馬県IoT推進研究会等の知見を活用した第4次産業革命分野

- ・本区域では、群馬産業技術センター等の公設試験研究機関を中心に、IoT・AI技術の導入を産学官が連携してサポートするため、平成28年12月に、推進母体として「群馬県IoT推進研究会」（10機関・団体で構成（平成29年10月時点））が設立された。平成29年8月には、経済産業省から「地方版IoT推進ラボ」にも選定され、地域企業の製造現場の生産性向上や新製品・サービス創出に向けた支援を行っている。

産業技術センターは、全国公設試調査（平成28年度実績調査）において、利用率

で12年連続全国第1位になるなど、全国の公設試の中でもトップクラスの実績をあげており、地域企業にとって身近で信頼される存在となっている。従来から、地域企業の製造現場のカイゼンを支援してきたが、近年、IoT・AI技術の導入に関して支援要望が急増しており、平成29年度はそこから10テーマの共同研究に取り組んでいる。

地域の特性を活用し、県と市町村が連携して第4次産業革命分野の推進を図っていく。

④「群馬がん治療技術地域活性化総合特区」として地域指定された医療機器、医薬品、ヘルスケア等の関連産業の集積を活用した医療・ヘルスケア分野

- ・本区域は、医療機器・医薬品等の企業の集積（約120事業所）が存在し、医療・ヘルスケア分野を推進する環境が整っている。これは、自動車関連の部品を供給していた高度な基盤技術を持つ企業が、これまで培った技術やノウハウを活用して医療機器等の製品製造に結びつけ、企業業績の向上につなげている事例が増えていることに起因している。県内の医療機器生産金額（平成27年）は、315億円であり、5年前に比べ100億円以上増加している。

さらに、平成25年9月には国から「群馬がん治療技術地域活性化総合特区」として地域指定され、地域企業による医療・ヘルスケア産業分野への新規参入（5年で50社）を促進する取組をスタートさせたことにより、本区域に医療・ヘルスケア産業の期待が高まっていることから、県と市町村が連携して医療・ヘルスケア分野の推進を図っていく。

なお、株式会社ヨーユーラボが、抗がん剤の原料を製造する事業を予定している。

⑤長い日照時間や利根川の豊富な水資源等の自然環境を活用した環境・エネルギー分野

- ・内陸型の気候で晴天の多い本区域は、全国でも有数の日照時間（平成27年全国3位）を誇っている。また、平地では冬でも降雪が少ないことなど、環境・エネルギー分野の普及にとって好条件が揃っている。

また、流域面積全国一の利根川の源流を持ち豊富な水資源に恵まれていること、山間部には急峻な地形が広がっていること等を背景に、本区域では水力発電所が数多く（平成26年度末で82箇所）作られている。

さらに、本区域面積の3分の2（約425千ha）が森林である「関東一の森林県」であり、畜産業や食品加工業が盛んな本区域は、豊富なバイオマス資源に恵まれている。バイオマス発電は間伐材や家畜排せつ物を燃料とするため、本地域においては相当な燃料供給量が見込まれることから、県と市町村が連携して環境・エネルギー分野の推進を図っていく。

⑥草津、伊香保、水上、四万などの温泉、スタジアム・アリーナ、世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」に代表される歴史文化遺産、集客力のあるコンベンション施設等の観光資源を活用した観光・スポーツ・文化・まちづくり分野

- ・本区域は、自噴湧出量日本一の草津温泉をはじめ、伊香保、水上、四万温泉などの魅

力的な温泉地が多くあり、温泉宿泊施設数は全国で5位、平成28年の主要温泉地の観光入込客数は7,845千人となっている。

また、首都圏の水がめである利根川の水源地であり、尾瀬国立公園（平成28年度の入山者数約29万人）などの自然や、世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」（平成28年度の4資産合計入場者数約85万人）、世界の記憶「上野三碑」、東日本随一の質と量を誇る古墳などの歴史文化遺産、その他多種多様な文化芸術など、豊かな観光資源に恵まれている。

なお、本区域の外国人宿泊者数は平成28年には19.7万人泊（対前年比132.5%）と過去最多となっており、平成32年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向け、さらなる外国人観光客の増加が見込まれている。

さらに、プロスポーツチームの本拠地であるスタジアム、スポーツの国際大会の規格に対応したアリーナ等を有するほか、JR高崎駅東口に平成32年春に開所予定の県のコンベンション施設をはじめとする集客施設を活用して、国内外からの観光誘客、関連産業の推進、文化振興を図り、県と市町村が連携して観光・スポーツ・文化・まちづくり分野の推進を図っていく。

⑦キャベツやきゅうり、下仁田ねぎやコンニャクイモ、上州和牛などの牛肉、豚肉、生乳などの特産物を活用した農林水産分野

- ・本区域は、豊かな自然、東京から100km圏という有利な立地、標高10～1,400mに広がる耕地を生かして、多彩な農産物を生み出している。農業産出額の構成は、野菜と畜産で約8割を占め、野菜では出荷量（平成28年）全国第1位のキャベツや第2位のきゅうり、畜産では生産量（平成27年）全国第4位の生乳や飼養頭数（平成29年）第5位の豚など、全国トップクラスの品目が多数生産され、首都圏を中心に各地に供給している。また、すきやきの具材としても人気の下仁田ねぎは、贈答品として好まれ全国的にも有名である。

さらに、日本の和牛として初めて欧州連合（EU）への輸出を開始した上州和牛や、原料であるコンニャクイモの国内生産の約9割を本県が占めるこんにゃくについては、海外販路の拡大が進んでいる。

ここ10年、農業産出額の全国順位は16位（平成17年）から10位（平成27年）と上昇しており、収益性の高い品目の導入や品質の向上、経営の効率化、技術革新など、需要の変化を踏まえた生産構造への転換が図られている。

また、新規就農者数（45歳未満）は、平成27年で230人と、ここ10年で約1.5倍に増えており、中でも農業法人の増加に伴い、雇用就農による新規就農者が増加している。

地域の特性を活用し、県と市町村が連携して6次産業化、ブランド化、海外販路開拓、技術革新などを支援することにより、農林水産分野の推進を図っていく。

なお、株式会社朝びき若鶏、株式会社栗食、鳥山畜産食品株式会社が畜産加工品の製造を行う事業、有限会社鳥山牧場が、和牛の海外輸出拡大に向けた繁殖基盤増強を行う事業を予定している。

⑧関越自動車道、東北自動車道、上信越自動車道、北関東自動車道の縦横に走る高速

道路網等の交通・物流インフラを活用した物流関連分野

- ・本区域は、大市場である東京から約100kmに位置し、高速道路や新幹線を利用すれば約1時間で移動が可能である。北関東自動車道の全線開通により、「高速道路の十字軸」（関越、東北、上信越、北関東）が整備されるとともに、圏央道の延伸効果もあって、物流戦略面でのメリットがさらに高まっている。

また、南北方向に関越自動車道及び国道17号が整備され、東西方向には、上信越自動車道、北関東自動車道及び国道18号、国道50号が整備され、長野県から栃木県、茨城県の北関東エリアを結んでいる。

さらに、東部には、内陸通関施設である太田国際貨物ターミナルがあり、国際物流を含めた物流の高度化・効率化を促進することができる環境にある。

本区域には長年培われた「ものづくり」の基盤があり、高い技術力と優れた技能を持つ多くの企業が集積しているが、自然災害が比較的少ないという優位性から、リスク分散のためのバックアップ拠点としても注目されており、事業拠点として多くの企業に選ばれている（平成28年工場立地件数：56件）。

本県を魅力あふれる力強い産業の拠点として発展させていくため、県と市町村が連携して、企業の物流戦略（最適立地、拠点整備、物流効率化等）を後押しすることで、物流関連分野の推進を図っていく。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

（1）総論

地域の特性を生かして、地域経済牽引事業を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本区域の強みを創出する。

（2）制度の整備に関する事項

①県融資制度の活用推進

活発な設備投資が実施されるよう、低金利の「中小企業パワーアップ資金」、「企業立地促進資金」について、地域経済牽引事業の承認事業者を対象とする。

②固定資産税の減免措置の創設

活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課した上で、固定資産税の減税措置に関する条例を制定する。

③地方創生関係施策

- ・平成30年度～32年度の地方創生推進交付金を活用し、成長ものづくり分野の輸送用機器（自動車、航空宇宙機器等）、業務用機器、プラスチック製品、金属製品、電

気機器、生産用機器等において、公設試験研究機関等に高度試験研究機器を導入し、技術支援拠点、研究開発拠点としてのさらなる機能強化を図り、地域企業の技術力向上を支援していく予定。

- ・平成30年度～32年度および平成30年度～34年度の地方創生推進交付金を活用し、成長ものづくり分野の輸送用機器（自動車、航空宇宙機器等）、業務用機器、プラスチック製品、金属製品、電気機器、生産用機器等において、最新情報提供、技術開発支援や人材育成、コーディネーターによる販路開拓や展示会出展まで、一貫した支援を行っていく予定。また、ものづくり技術力を強化するために、異業種間が連携できる場を創出していく予定。

（なお、平成30年度までの予定で、戦略産業雇用創造プロジェクトを活用して、本県企業のPR、新たな取引先の開拓を支援するため、大手企業向け展示商談会及び県内大手・中堅企業向け展示商談会を開催するなどの事業を行っている。

また、平成30年度までの予定で、戦略産業雇用創造プロジェクトを活用して、「次世代自動車」における、研究開発や大手企業等との技術マッチング、専門展示会出展による販路開拓を支援しているほか、平成31年度までの予定で、地方創生推進交付金を活用して、自動運転車関連技術において、完成車メーカーと県が連携し、同技術の開発推進と地域の中小企業の参入支援を行っている。加えて電気自動車関連技術においては、人材育成等の支援を行っていく。

さらに、平成30年度～平成31年度までの予定で、地方創生推進交付金を活用して、「成長ものづくり分野の生産用機器（ロボット製造業）」において、県内ロボット関連企業の伴走支援、技術力調査、システムインテグレータの育成、現場への導入等支援を行う。）

- ・平成30年度～34年度の地方創生推進交付金を活用し、成長ものづくり分野の金属製品において、農・工が共存する地域特性を活かした関連機械産業などの他分野・産業進出及びビジネスモデル構築支援のためのサプライハブ整備及び機能強化を実施する予定。
- ・平成30年度～32年度の地方創生推進交付金を活用し、地域産業の新市場開拓分野において、繊維、木工、食料品・飲料等の産業の新市場開拓、需要創出に向けたイベントや情報発信事業を強化するとともに、公設試験研究機関等への機器整備による関連企業の技術開発等を支援していく予定。
- ・平成30年度～32年度の地方創生推進交付金を活用し、第4次産業革命分野において、公設試験研究機関等にIoT・AI技術に関連した高度な計測・分析装置を整備し、地域企業のIoT・AI導入を支援していく予定。
- ・平成30年度～32年度の地方創生推進交付金を活用し、第4次産業革命分野において、事業者間が連携できる場を創出するとともに、技術・新製品等開発支援、展示会出展や大手企業とのマッチングによる販路開拓、人材育成を実施する予定。

（なお、平成30年度までの予定で、地方創生推進交付金を活用して、中小企業等へのIoT導入を支援するため、官民協働の研究会を中心として、技術研究や人材育成等の事業を行っている。）

- ・平成30年度～34年度の地方創生推進交付金を活用し、医療・ヘルスケア分野において、医療・福祉機器、医療・ヘルスケア製品等の技術・新製品等開発支援、展示会

出展や大手企業とのマッチングによる販路開拓、人材育成を実施する予定。

(なお、平成30年度までの予定で、戦略産業雇用創造プロジェクトを活用して、「医療・ヘルスケア分野」において、コーディネーターを配置し、医療・介護現場との橋渡しから、専門家派遣を通じた開発補助、展示会の開催等による販路開拓を支援しているほか、同じく、平成30年度までの予定で、地方創生推進交付金を活用して、医療機器等の開発にかかる人材育成プログラムや、医療・介護福祉系のサービスの事業化に要する経費助成などにより、ぐんま発の医療・ヘルスケアサービスの事業化を促す等の事業を行っている。平成30年度～平成31年度までの予定で、地方創生推進交付金を活用して、医療機器等の開発にかかる人材育成プログラムや、医療・介護福祉系のサービスの事業化に要する経費助成などにより、ぐんま発の医療・ヘルスケアサービスの事業化を促す等の事業を行う。)

- ・平成30年度～34年度の地方創生推進交付金を活用し、観光・スポーツ・文化・まちづくり分野において、展示商談会出展や情報発信等によるコンベンション誘致の施策、およびコンベンション主催者と地域企業のマッチング支援などコンベンション関連産業の振興施策を実施する予定。

(なお、平成30年度までの予定で、地方創生推進交付金を活用して、コンベンション主催者からの要望に応じて、県内開催支援企業をコーディネートの上、紹介できる体制構築等の事業を行っている。また、平成30年度までの予定で、地方創生推進交付金を活用して、展示商談会出展や情報発信等によるコンベンション誘致に関する事業を行っている。)

- ・平成30年度～32年度の地方創生推進交付金を活用し、観光・スポーツ・文化・まちづくり分野において、新潟県、長野県との県境の登山道を1本の道として結びつけた「ぐんま県境稜線トレイル」などの豊かな自然及び世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」、世界の記憶「上野三碑」、東日本随一の質と量を誇る古墳などの歴史文化遺産を観光資源として最大限に活用して地域振興に生かす事業を実施する予定。

(なお、平成28年度から、地方創生推進交付金を活用して、稜線トレイルや世界遺産、東国文化など、群馬のブランド確立にもつながる観光に関する事業を行っている。)

④技術の底上げ

中小企業の技術力を高めるため、新技術・新製品の開発などを支援するほか、技術相談に対応する。

⑤受注の確保

中小企業の受注拡大と販路開拓を図るため、県内外での展示商談会開催や、海外展示商談会への出展支援等を実施する。

⑥地場産業の振興

繊維産業をはじめとする本県地場産業の魅力を県内外に広く発信するとともに、産地組合等が実施する事業に対する補助を行う。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）
 公設試験研究機関が保有する研究開発の成果や保有機器等の情報提供
 地域企業の技術力向上のために、公設試が保有している情報であって資料として開示している情報について、引き続きホームページ上でも公開していく。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応
 群馬県庁産業経済部産業政策課内および群馬県内各市町村企業立地担当課内に、事業者の抱える課題解決のための相談窓口を設置する。また、事業環境整備の提案を受けた場合の対応については、関係部局、関係市町村と相談した上で対応することとする。

(5) その他の事業環境整備に関する事項
 ①群馬産業技術センター、群馬県繊維工業試験場等の機能強化
 群馬産業技術センター、群馬県繊維工業試験場等の公設試験研究機関の機能強化を図り、地域企業の研究開発力や評価技術力の向上を図るため、技術支援や共同研究で活用できる高度試験研究機器を導入するとともに、研究員の専門性をさらに高めるなど、ハード・ソフト両面での支援機能の拡充を実施する。
 ②広域的地域活性化基盤整備計画との連携
 群馬県の広域的地域活性化基盤整備計画に基づき、観光振興および産業活性化に資するインフラ整備を地域未来投資促進法に基づく基本計画と連携して実施する。

(6) 実施スケジュール			
取組事項	平成29年度	平成30年度～令和3年度	令和4年度～令和5年度 (最終年度)
【制度の整備】			
1 県融資制度の活用推進	検討	運用	運用
2 固定資産税の減免措置の創設	検討	検討・運用	運用
3 地方創生推進交付金の活用	検討	運用	運用
4 技術の底上げ	運用	運用	運用
5 受注の確保	運用	運用	運用
6 地場産業の振興	運用	運用	運用
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
1 公設試験研究機関の情報提供	運用	運用	運用

【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
1 相談窓口	検討・運用	運用	運用
【その他】			
1 群馬産業技術センター、群馬県繊維工業試験場等の機能強化	運用	運用	運用
2 広域的地域活性化基盤整備計画との連携	検討・実施	検討・実施	検討・実施 ※引き続き整備計画策定の場合

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、群馬県が設置する公設試や産業支援機関、地域の大学など、地域に存在する支援機関等がそれぞれの能力を十分に連携して支援の効果を最大限発揮する必要がある、関係支援機関の理解醸成に努める。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①群馬県立群馬産業技術センター

「技術支援（依頼試験、機器開放、技術相談）」、「開発研究（共同研究、受託研究）」、「人材育成・情報提供」を3本柱に業務に取り組み、地域の工業技術発展と産業振興のために、中小企業を中心とする産業界の技術的課題の解決に対して先導的役割を果たしている。

全国公設試調査（平成28年度実績調査）において、利用率で12年連続全国第1位になるなど、全国の公設試の中でもトップクラスの実績をあげており、地域企業にとって身近で信頼される存在となっている。

今後も地域企業の期待に応えていくため、職員の専門性をさらに高めるとともに、高度試験研究機器の継続的な整備を行っていく。

②国立大学法人群馬大学

「次世代モビリティ社会実装研究センター」を設置し、完全自律型自動運転の社会実装に向けた研究を進めている。平成28年度には、文部科学省の「地域科学技術実証拠点整備事業」の採択を受け、自動運転の研究施設を今年度中に整備することとしている。また産官学連携の組織として、「次世代モビリティオープンイノベーション協議会」を設置しており、自動運転技術に係る研究会の開催、情報交換、技術相談、マッチングを実施するなど、地域との連携を密にしている。

また、「次世代EV研究会」を設置し、電気自動車に関する研究開発、産官学連携のほか、マイクロEVの試作も行っており、精力的に電気自動車に関する取組を進めている。

るほか、平成25年9月に国から指定された「群馬がん治療技術地域活性化総合特区」の中心組織として、最先端のがん治療技術である重粒子線がん治療技術を中核に、医療にかかる研究開発、医療人材の育成、県内の産官学金及び医療機関が連携した各プロジェクトを推進している。

さらには、食健康科学教育研究センターを設置して、食と健康に関する研究の推進及び専門人材の育成に取り組むことで、食と健康に関わる地域産業振興に向けた支援を行う。

③公立大学法人前橋工科大学

地域に根ざす公立大学として、人とまちの快適さを推進する学科を構成し、地域の人々や産業界と連携しながら、人とまちづくり、地元企業の発展に取り組んでいる。土木・建築・情報・機械・生物工学などの専門分野教員のほか、産官学連携コーディネーターを配置して、地域社会や企業の技術や研究についての相談に対応している。また、地域連携推進センターが共同研究・受託研究・教員研究奨励金の受入れ窓口となり、研究活動を行っている。

④独立行政法人国立高等専門学校機構群馬工業高等専門学校

国立高等専門学校機構の一角として、理工系の教育・研究とともに地域の企業・研究機関との連携を推進しており、特に近年では「情報活用に強く協働できるエンジニア」の育成に力を入れている。

自動車関連産業をはじめとする高度な加工技術や電気・電子技術、IoT など第4次産業革命を支える情報技術の分野で、人材育成と地域との連携による研究開発に取り組んでいる。持続可能な社会の鍵となる素材・エネルギー分野、6次産業化や食と健康につながる生物分野、環境技術・都市・交通関係でも人材育成や地域連携に取り組んでいる。

技術的なよろず相談から、機器の共同利用、共同研究・開発まで、地域に密着した教育研究機関として期待されている。

⑤群馬県繊維工業試験場

繊維工業分野に特化した全国唯一の公設試験研究機関であり、繊維産地、企業支援のため、「技術支援」、「研究開発」、「情報提供・人材育成」、「産地課題への対応」を業務の4本柱として取り組んでいる。

世界文化遺産に登録された「富岡製糸場と絹産業遺産群」に関連した新製品や、機能性素材の開発を進めるなど、地域の繊維企業から高い期待が寄せられている。

⑥学校法人東洋大学

産官学連携ネットワークを構築することを目的とし、板倉キャンパス内の生命科学部、食環境科学部の専門領域である「いのち(Life)」「食(Food)」「環境(Environment)」を基礎とした、「東洋大学 LiFE 研究会」を設置。群馬県内で活動する企業、農業者、また、研究機関や行政等の研究支援機関などが共同で研究や開発を行っている。

⑦公益財団法人群馬県産業支援機構

地域の中核的な中小企業支援拠点として、経営計画の策定や資金調達、販路開拓などの幅広い相談に対応しており、創業支援や経営革新の促進、新産業の創出や産学連携の推進、ものづくり技術の研究開発支援や人材育成によって、県内企業の競争力を強化し、地域経済の活性化に寄与している。

また、平成29年3月27日には、上述の群馬産業技術センター内への事務所移転に伴い、同センターとの連携による技術と経営のワンストップ相談窓口「企業サポートぐんま」が開設され、群馬県と連携した総合的な支援体制が充実・強化されたところである。

⑧学校法人昌賢学園群馬医療福祉大学

知的財産、人的資源、物的資源の提供を通じて、地域をつなぐ架け橋として、長年培ってきた教育と研究を土台に、地域のニーズに応えられる大学としてその役割を果たしていく。少子高齢社会を迎え、地域の「健康」への意識が高まり、予防医学や予防介護といった知識・技術が求められている。そのようなニーズに対応するため、本学の持っている知的財産を地域へ還元することを目的とし、地域の方々が気軽に参加できるような講座を行政と連携し多数開講している。

さらに、医療福祉教育研究センターでは今日の少子高齢社会において生ずる種々の問題に対して研究・調査及び情報提供を中心に地域の相談事業にも対応していく。

また、産学連携活動として、県内企業と提携し「認知機能低下予防プログラムプレイヤー」の医学的効果検証を主とするプログラムの開発を行い、医療・福祉の現場に貢献している。

⑨学校法人高崎健康福祉大学

医療・福祉・教育の分野を専門とする4学部7学科を擁しており、各専門分野のエキスパートが教育研究の成果を社会還元することは基より、地域社会との積極的な交流をととして地域社会と連携したプロジェクトを企画運営し、広く社会に貢献している。

⑩群馬県立県民健康科学大学

県立の医療系大学として、大学が所有する知的財産や研究成果などを、県民をはじめ広く関係機関、医療従事者、行政などに対して還元することを通して、県民の保健・医療・福祉の向上に寄与するため、健康寿命延伸プロジェクトや医療機器等の関連産業との連携など様々な取組を推進している。

⑪特定非営利活動法人北関東産官学研究会

講演開催や産官学情報交換、登録顧問団による技術相談、県と連携した補助金による研究開発支援、技術情報誌の発行等の活動を行い、地域の産官学連携において大きな役割を果たしている。また産学官連携をサポートする専門のコーディネーターが多数在籍

しており、平成26年から現在に至るまで、県からの委託を受け、コーディネーターによる補助金申請支援、川上企業と川下企業のマッチング、展示商談会の開催・出展等、様々な事業を実施し、地域の企業の支援を継続的に行っている。特に平成28年度からは、自動運転車関連技術に関し、地域に製造拠点を持つ完成車メーカーと地域企業とのマッチング事業を県から受託しており、自動運転という新たな技術に地域企業が対応できるよう尽力している。

また、医療・介護現場等のマッチング支援、販路支援等の実施により、県内企業の医療・ヘルスケア産業分野への参入を支援する。

⑫一般財団法人地域産学官連携ものづくり研究機構

総合的相談窓口機能を有し、大学研究者や企業OBが中小企業に対して、専門的な技術アドバイスや指導、研究開発の助言・提言、高度なものづくり人材の育成を行っている。特に医療・ヘルスケア産業分野においては、医療機器等の開発の知識やノウハウの習得を目的に、医療現場や介護施設の視察会や、医療分野に精通した専門家による医療ビジネスセミナー等を実施し、医療機器等の開発に携われる人材を育成する。

⑬学校法人学文館上武大学

日本の大学で初めて美術の授業に絵手紙を導入した本学は、10月に開催する学園祭（）にあわせて絵手紙の創始者である小池邦夫先生（上武大学手がき文化研究所所長、客員教授）を講師に招き、例年公開講座を開催している。

群馬県内を中心に関東全域から毎回500名程度が参加するこの公開講座は、地域文化の振興のみならず、遠方から多数の来場者を集めることから上武大学、及び群馬県の情報を発信する機会となっている。

さらに公開講座開催時は学内に設置された「絵手紙ギャラリー&ミュージアム」で特別展示等を行い、群馬県に留まらず日本全国、更には海外にまで及ぶ「手がき文化」を発信する貴重な場を設けている。

⑭学校法人関東学園関東学園大学（地方創生研究所）

本学が進めている東伊豆町（熱川）のフィールドワークの中で培ったまちづくりと観光農園の連携ノウハウや学内に設置しているスマート農業（ビニールハウス）の技術を生かしながら、今年度から新たにスタートした渋川市との連携事業により、道の駅の活性化や渋川市にある温泉地の活性化研究を本学の学生を中心に研究することで、地域社会への貢献とその前提となるまちづくり人材を育成する。

⑮学校法人高崎商科大学

本学は世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」及び「世界の記憶」に登録された上野三碑に代表される歴史文化遺産をランドマークとする観光まちづくりに資する人材育成を行っている。

⑯学校法人茶屋四郎次郎記念学園東京福祉大学

本学は、国際的な広い視野と他者への深い愛情と思いやり、未知の問題に果敢にチャレンジして切り開くフロンティア精神を持ち、柔軟で合理的な思考力による問題発見・解決のための知識と技術を備え、理論的・科学的能力と実践的能力を統合して社会に貢献することができる人材を育成している。

さらに、福祉・心理・教育・保育などの領域における発展に貢献する研究を行い、高齢者福祉や、幼児、児童、心理に関する公開講座を毎年開催するなど、積極的に研究成果を地域社会に還元している。また、オレンジリボン運動や小、中学校へのボランティアチューターなど、教員と学生のチームによる地域でのボランティア活動を通し、地域と連携した社会貢献事業を推進している。

⑰公益財団法人群馬県観光物産国際協会

当協会の会員である県内市町村及び観光・物産関係団体等と幅広く連携し、全国に先駆け着地型旅行商品を造成、実施、販売している。

平成28年度からは、県域DMOの設立主体となり、各地域で磨き上げた観光資源を継続し、県内広域連携、滞在時間の延長を図るべく、県内市町村観光関係団体を中心とした関係者と相互に連携し、魅力ある観光地域づくりに取り組んでいる。併せて、地域に根付く取組となるよう地域DMOにおける新たな事業展開や人材育成などに対して、伴走型の支援を行っている。

⑱群馬県林業試験場

森林・林業に関する未解明な事項の要因解明と新技術の開発を通じて、林業の活性化及び森林の有する公益的機能の高度発揮を目的とし試験研究を行っている。

具体的には自然環境の保全、森林整備技術の高度化、県産材の利用技術と材料開発、きのこ栽培技術の高度化に係る課題に取り組んでいる。

⑲群馬県農業技術センター

農業生産に寄与できる技術開発の拠点として、基礎的な知見に立脚した応用技術の開発について、その技術移転を速やかに実現できるよう、普及組織や生産現場と連携して研究に取り組んでいる。

具体的には、地域食材の特徴を活かした加工品開発、新品種育成、病害虫管理技術の開発などを行い、地域の研究拠点となっている。

⑳群馬県蚕糸技術センター

蚕糸に関する全国唯一の公設試験研究機関であり、長年蓄積してきた養蚕技術を最大限に活かし、付加価値の高い蚕糸業の展開に向けて、企業や生産現場と連携し、蚕糸研究と技術普及を一体的に行っている。

具体的には、遺伝子組換えカイコによる新産業の創出に向けた実用技術の開発、新品種育成、飼育技術開発のほかに蚕種製造・人工飼料製造等も行い、養蚕基盤を支える蚕糸振興の総合支援拠点となっている。

②群馬県水産試験場

水産技術開発の拠点として、基礎的な知見に立脚した応用技術の移転と展開を速やかに実現できるよう、生産現場と連携して幅広い研究に取り組んでいる。

具体的には、河川湖沼の水産環境に関する保全技術の開発、温水性や冷水性魚類の水産増養殖に関する種苗生産技術の開発などを行い、全県的な研究拠点としても機能している。

②群馬県畜産試験場

畜産分野における技術開発の拠点として、基礎的な知見に立脚した応用技術の開発とその技術を速やかに移転できるよう、普及組織や生産現場と連携して研究に取り組んでいる。

具体的には、先端技術を活用した家畜改良、家畜や飼料作物の生産性向上、畜産環境保全技術の開発などを行い、地域の研究拠点となっている。

③公立大学法人高崎経済大学

地域経済の発展を目的に経済学部単科大学として創立され、その後、全国で初めて地域政策学部を設置した本学は、多様な地域問題解決の先頭に立つ人材育成に取り組んでいる。

自治体、地域住民及び企業と連携し、農林水産業や観光業など、多様な地域産業を活性化するための研究を行うことで、地域における知の拠点としての機能を果たしている。

地域金融機関等の地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法については、関係支援機関の理解醸成を図りながら、今後、関係者間で調整・検討していく。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

地域経済牽引事業の活動において生じうる、緑地の確保、大気汚染防止対策、水質汚濁防止対策、土壌汚染防止対策、騒音・振動対策、地盤沈下対策及び悪臭対策、廃棄物への対策などの課題に対しては、まず、環境影響評価法や群馬県環境影響評価条例に基づいた事前の調査、予測、評価を行い、それを踏まえた環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な対応を取るとともに、事業実施にあたっては、国が定める各種環境関係法令や群馬県の生活環境を保全する条例をはじめとする各種環境関係条例を遵守するものとする。

特に大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、当該事業の活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、事業者、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めた上で事業を実施する。

また、廃棄物の排出抑制・リサイクルの積極的な推進や不法投棄等不適正処理の未然防止にあたっては、第二次群馬県循環型社会づくり推進計画等に基づいた啓発活動の強

化を行うものとする。さらに、省エネルギー対策及び地球温暖化対策については、群馬県地球温暖化防止条例、群馬県地球温暖化対策実行計画に基づき、情報提供や助言を行う。これらの活動を通して、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

「1 基本計画の対象となる区域（促進区域）」に掲げる鳥獣保護区、国立公園、国定公園、県自然環境保全区域及び環境保全上重要な地域及びこれらの区域に近接している区域における地域経済牽引事業の実施にあたっては、多様な野生動植物の生息・生育に十分配慮するとともに、自然環境へ重大な影響を与えないよう、基本計画及び地域経済牽引事業計画と自然公園法、自然環境保全法や群馬県自然環境保全条例、生物多様性ぐんま戦略など関係規定の遵守と関係計画等との整合を図るとともに、自然環境部局の規定する所定の手続きを経るものとする。また、地域経済牽引事業の実施により、環境保全上重要な地域に対して直接あるいは間接的に影響を与えるおそれがある場合には、あらかじめ地方環境事務所や自然環境部局と十分な調整を行い、環境の保全が図られるよう配慮を行うものとする。

なお、本計画は公園計画との整合を図り、地方環境事務所及び群馬県の自然環境部局との調整を行ったうえで策定したものである。

（２）安全な住民生活の保全

本計画の実施にあたっては、地域経済牽引事業の促進によって、犯罪及び事故を増加させ、または地域の安全と平穏を害することのないよう配慮する。

群馬県犯罪防止推進条例に基づき、防犯に配慮した設備や防犯体制の整備により犯罪の防止に取り組むとともに、群馬県交通安全条例、群馬県交通安全計画等に基づき、交通事故防止の取組を推進するなど、警察と連携し、地域の安全と平穏等を確保するために効果を有する条例、計画等との調和を図っていく。

（３）その他

①PDCA体制の整備等

毎年度、関係市町村、県の担当部局等を集めた連絡会議を開催し、基本計画と承認地域経済牽引事業計画に関するレビューを実施し、効果の検証と事業の見直しを行う。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

（１）総論

（農地及び市街化調整区域の範囲）

重点促進区域１の区域内においては、次のとおり農地が存在しているため、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、土地利用調整計画を策定する必要がある。

【重点促進区域１】

（農 地）町田町字土塔原

乙 1412、1412-1、1413、1416-1、1418-1、1432、1433、1434、1436、1437-1、

1437-2、

1438、1441、1442、1443-1、1443-2、1444-1、1444-2、1445、1446、1447、1448、1453、1454、1455-1、1455-2、1456、1457-1、1457-2、1457-3、1458、1459、1462、1463、1464-1、1464-2、1464-3、1465、1466、1467、1468、1469-1、1469-2、1473、1474、1475、1476、1477、1478、1479、1481-1、1481-2、1482、1483、1485、1486、1487-1、1487-2、1488、1489-1、1489-2、1490、1491-1、1491-2、1492、1494、1495、1496-1、1496-2、1496-3、1498、1499、1500、1501、1503、1504-1、1504-2、1505、1506、1507-1、1507-2、1508、1509、1522、1523、1524、1525、1526-1、1526-2、1526-3、1527、1528-1、1528-2、1529-1、1529-2、1529-3、1531、1532、1533、1534-1、1534-2、

1534-3、1535、1536、1537、1538、1541-1、1541-2、1542、1544、1545-1、1545-2、

1546-1、1546-2、1547、1548、1549-1、1549-2、1550、1551、1552、1553、1554、1555、1557、1558、1559-1、1559-2、1559-3、1559-4、1559-5、1561、1562-1、1562-2、1567、1568、1569-1、1569-2、1570、1571、1573、1574、1575、1578、1579、1580、1581、1582、1583、1584、1585、1591、1592、1593、1594、1598、1599、1600-1、1600-2、1600-3、1600-4、1601、1602

(市街化調整区域) 沼田市においては、非線引き都市計画区域であるため、市街化調整区域は存在しない。

(地区内における公共施設整備の状況)

【重点促進区域1】

区域内においては、沼田北部工業団地の隣接地であり、道路、電気、水道等のインフラが整備され、既存の公共施設によって対応することが可能である。

(地区内の遊休地等の状況等)

【重点促進区域1】

沼田市においては、遊休地等は存在していない。

(他計画との調和等)

農地として重点促進区域に設定された町田町字土塔原については、沼田市国土利用計画において、農用地を都市的土地利用への転換を促進するとされ、沼田市都市計画マスタープランにおいて、良好な工業・業務環境の維持・形成に努めることとされている。また、沼田市農業振興地域整備計画において、既存工業との調和と相乗効果が期待できるような工業導入に努めていくとともに、工業基盤の整備を促進していく必要があるとされており、今般、当該区域は、成長ものづくり産業の推進を図るための地域経済牽引事業の用に供されるものであることから、これらの方針と調和したものである。

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

土地利用調整区域については、(1)において把握された工業団地に隣接する町田町

字土塔原の土地を優先して設定することとする。また、土地利用調整区域への立地を想定していた事業者が立地を取りやめる、立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じないよう、具体的な立地ニーズや事業の見通しを踏まえて区域を設定する。土地利用調整区域に農地を含むため、市町村が土地利用調整区域を設定する際に、下記の方針により土地利用調整を行うこととする。

【重点促進区域１】

①農用地区域外での開発を優先すること

町田町は都市計画区域の用途無指定地域となっており、大部分が農用地区域に指定されているため、当該区域外での開発を優先することとする。

②周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

町田町には集团的農地がある。やむを得ずこうした農地に土地利用調整区域を設定する場合でも、集团的農地の中央部を開発することで高性能農業機械による営農に支障が生じるような事態を避けるなど、農地の効率的な利用に支障が生じないようにすることとする。

また、小規模の開発行為がまとまりなく行われることにより、農業生産基盤整備事業の実施や農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進への支障が生じないようにすることとする。

③面積規模が最小限であること

やむを得ず農地において成長ものづくり産業及び関連産業の用に供する施設を整備する場合は、個別の施設について計画する事業内容に基づき立地ニーズを確認し、事業を行う上で必要最小限の面積をその用に供することとする。

④面的整備を実施した地域を含めないこと

町田町においては、ほ場整備事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して８年を経過している。また、新たなほ場整備事業の計画はないが、今後、実施される面的整備事業についても、土地利用調整区域に含めないこととする。

⑤農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

町田町においては、現在、農地中間管理機構関連事業は実施されていない。農地中間管理機構関連事業の対象農地については、機構の管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めないこと、農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農地についても土地利用調整区域に含めないこと、農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、前述した①から③までの考え方にに基づき、やむを得ない場合でなければ土地利用調整区域に含めないこと、農地中間管理事業を重点的に実施する区域（重点実施区域）内の農地以外での開発を優先することとする。

本計画の計画期間は計画同意の日から令和５年度末日、又は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 47 号）附則第 7 条第 1 項に基づき地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて変更された地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針（以下「新基本方針」という。）に基づいて、令和 5 年度末日までに改めて基本計画（以下「新基本計画」という。）を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。

（新基本方針に基づいて新基本計画を令和 5 年度中に作成する予定である。そのため、令和 5 年度をその準備期間として位置づけ、計画期間を令和 5 年度末日、又は、新基本方針に基づいて、令和 5 年度末日までに改めて新基本計画を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。）

（備考）